

税務かわら版

Vol. 12 平成22年秋号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 有賀

朝夕にやっと秋の気配を感じられるようになりました。皆様方におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック「所得控除改正のポイント」

本年は、子ども手当の支給や高校の実質無償化に伴い、扶養親族の控除に大きな改正がありました。財源も支給基準もはっきりしないこの制度がいつまで続くのか分かりませんが、財源が足りなければ今後、配偶者控除もなくすという意見さえあります。今後もその動向に目が離せません。

なお、この改正は平成23年分以降の所得税について適用となります。(平成22年分以前の所得税については変更ありません。)

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除(控除額38万円)が廃止になりました。

(2) 特定扶養親族(16歳から18歳まで)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止

高校の授業料実質無償化に伴い、特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(控除額25万円)が廃止となりました。これにより、16歳以上19歳未満の者の扶養控除額は63万円→38万円へ変更となります。

扶養親族の 年齢	改正前(～22年分)		改正後(23年分～)	
	扶養親族の区分	扶養控除の額	控除対象扶養親族の区分	扶養控除の額
0歳～15歳	一般の扶養親族	38万円	扶養控除対象外	
16歳～18歳	特定扶養親族	63万円	一般の控除対象扶養親族	38万円
19歳～22歳			特定扶養親族	63万円
23歳～69歳	一般の扶養親族	38万円	一般の控除対象扶養親族	38万円
70歳～	老人扶養親族	48万円	老人扶養親族	48万円

(3) 同居特別障害者加算の特例の見直し

これまで、同居特別障害者の加算の特例は、配偶者控除の額又は扶養控除の額に35万円を加算する形で行われていましたが、上記(1)及び(2)の改正に伴い、35万円の加算は廃止になりました。ただし、この代替措置として、同居特別障害者に対する障害者控除の額が40万円→75万円に引き上げられましたので、実質的には控除額に変更はありません。

(4) 住民税への影響

所得税の改正に伴い、平成24年度分以後の個人住民税の扶養控除等も変更となります。(1)年少扶養親族に対する扶養控除額(現行33万円)については廃止、(2)特定扶養親族の扶養控除(現行45万円)についても33万円に減額となります。(3)同居特別障害者加算(現行23万円)については所得税同様、代替措置が取られるため実質的な変更はありません。

以上